

税に関する手続きについて



▽国民年金保険料
申告に必要な控除証明書は日本年金機構から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル（☎ 0570・003・004）にお問合せください。

▽後期高齢者医療制度
「医療費のお知らせ」
令和3年分の医療費のお知らせは、1月～9月診療分を1月上旬に、10月～12月診療分を2月下旬に送付します。

なお、期間中は、東部4支所でも受付します。
※ 郵送およびエルタックスでの提出にご協力ください。

函館税務署での確定申告の相談・申告書の受付について
令和3年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日㈬～3月15日㈫までとなります。

税務関係書類には、マイナンバー（個人番号）の記載等が必要です

例年、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、自宅のパソコンやスマートフォンなどで申告書を作成し、

イータックス（電子申告）または印刷して郵送で提出いたしましたが、詳しくお願いします。

イータックス（電子申告）をご利用いただけます。



国税庁 HP

申告書等の税務関係書類には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、提出時には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

詳しいことは、函館税務署（☎ 31・3171）または国税庁のHPをご覧ください。

確定申告などに必要な証明書等について

國民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずにお申告してください。

生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

スマートフォンでの申告について

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイ

ンの画面で所得税の申告書を作成いただけます。また、国保・後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」は、医療費控除に使用できます。

△国民健康保険料
令和3年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認通知書を送付します。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3154
△国保年金課

△国保年金課
「医療費のお知らせ」
令和3年分の医療費のお知らせは、1月～11月診療分を1月末に、12月診療分を2月末に送付します。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3154
△国保年金課

△国保年金課
年末調整関係書類の提出
令和3年分の年末調整関係書類（総括表、給与支払報告書等）の提出期限は1月31日（月）です。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3154
△国保年金課

△国保年金課
固定資産（償却資産）の申告
令和4年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、令和3年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3231
△国保年金課

△国保年金課
「医療費のお知らせ」
令和3年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書または納付確認通知書を送付します。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3211
△国保年金課

△国保年金課
給与支払報告書等の電子申告について
市では地方税ボーナルシステム（エルタックス）を導入しており、自宅や事業所からインターネットを利用して申込申請できます。詳しいことは函館税務署のHPをご覧ください。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3211
△国保年金課

△後期高齢者医療保険料
令和3年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書または納付確認通知書を送付します。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3185
△国保年金課

△後期高齢者医療保険料
令和3年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書または納付確認通知書を送付します。

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3149
△国保年金課

△後期高齢者医療保険料
令和3年中に保険料を納付された方には、1月21日（金）までは市役所8階大会議室で受付

△国保年金課
お問い合わせ ☎ 21・3231
△国保年金課